

役員の資格および責務基準

平成 28 年 1 月 22 日 制定

- * 県民の健康福祉向上に寄与できる者
- * 定款及び規程を理解している者
- * 理事会に出席可能な者
- * 正会員を 3 年以上継続している者
- * 過去 1 年間、会費滞納を行っていない者（会費納入期限 9 月 30 日までに入金している者）
- * 会費免除を受けていない者
- * 情報漏洩を行わない者
- * 自主性を持ち活動できる者